

健康障害防止指針（がん原性指針）の対象物質の追加について

I 指針公表の根拠及び指針の統合

平成 3 年以降、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣は「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」として告示で定めるとともに、その物質に関する健康障害防止指針を公表してきた。

平成 3 年から平成 18 年までに、四塩化炭素をはじめとする計 18 物質を告示で定め、物質ごとに 18 の指針を公表してきたが、平成 23 年 10 月、指針対象物質として 8 物質を追加するとともに、前述の 18 物質と合わせた計 26 物質について、これまでの指針と統合した形で新たな指針を定めた（平成 23 年 10 月 28 日健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「指針公示第 21 号」という。）。

II 指針統合後の対象物質の追加

<これまで>

- 1 平成 24 年 10 月 10 日、指針対象物質に関する告示を改正して 2 物質（① 1-ブロモブタン、② 2-アミノ-4-クロロフェノール）を追加するとともに、計 28 物質に関する指針として、指針公示第 21 号を全部改正する形で指針公示第 23 号を公表した。
- 2 指針対象物質に関する告示を改正して N,N-ジメチルアセトアミドを追加するとともに、指針公示第 23 号を一部改正して、N,N-ジメチルアセトアミドに関する措置を指針に加える予定である（平成 25 年 10 月 1 日改正予定）。

<今回>

- 3 有機溶剤中毒予防規則で規制されている物質のうち、発がんのおそれのある 10 物質（含有量 1% 超えの有機溶剤業務に限る。）について、発がん予防の観点から、特定化学物質障害予防規則により規制する予定としている。
これらの 10 物質のうち既に 6 物質はがん原性指針の対象となっているが、現在指針対象となっていない残り 4 物質（含有量 1% 超えの有機溶剤業務以外の業務に限る。）について新たに指針に加えることとする。
また、既に指針対象となっている 6 物質について、含有量 1% 超えの有機溶剤業務を指針の対象から除外することとする。

<発がんのおそれのある有機溶剤のうち既に指針の対象となっている 6 物質>
クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン

<発がんのおそれのある有機溶剤のうち指針の対象となっていない 4 物質>
スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

Ⅲ 今回の検討会での検討事項

今回の「化学物質の健康障害防止措置に関する検討会」においては、指針対象追加予定の 4 物質について、指針を運用するための専門的事項（①保護具、②作業環境測定の方法・測定結果の評価指標）について検討していただく。検討していただいた事項は、指針の施行通達に反映させる予定である。

<参考>最新の指針（指針公示第 23 号）の内容

1 趣旨

○対象物質及び対象物質を重量の 1 %を超えて含有するものを製造し、又は取り扱う労働者の健康障害を防止するため、事業者が講ずべき措置を定める

2 対象物質（CAS 登録番号）

○28 物質の物質名及び CAS 登録番号を列挙

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

○指針対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定

○（1）～（3）とも、作業環境管理、作業管理、排気・排液等による汚染防止、保護具、作業基準の策定を規定

（※使用すべき保護具は、施行通達で示す。）

（1）有機溶剤中毒予防規則の対象物質（含有量 5 %超え）

（2）特定化学物質障害予防規則の対象物質（含有量 5 %超え）

（3）上記（1）、（2）以外の物質

4 作業環境測定について

○指針対象物質の適用法令により、次の 2 つのグループに類型化して措置を規定

○評価指標の設定できない物質については、測定のみ規定

○測定結果、評価結果の保存は 30 年間

（※測定方法、評価指標は、施行通達で示す。）

（1）有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の対象物質（含有量 5 %超え）

（2）（1）以外の物質

5 労働衛生教育について

○教育内容、時間を規定

6 労働者の把握について

- 対象物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに氏名、業務概要等の記録を行うことを規定

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

- 対象物質の適用法令により、次の3つのグループに類型化して措置を規定
 - (1) 表示、SDS交付がともに義務付けられている物質
 - (2) SDS交付のみが義務付けられている物質
 - (3) どちらも義務付けられていない物質